

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 12 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 6 号

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市自転車等駐車場条例施行規則（平成17年規則第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1号を加える。

(8) 札幌駅南口暫定自転車等駐車場

(2) 別表1屋根のない駐車場の項中

北5西1暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西1丁目	午前6時から 午後12時まで	自転車、原動機付自転車及び小型自動二輪車	を
札幌駅北口自転車等駐車場（東棟屋上）	札幌市北区北7条西3丁目		自転車	

札幌駅北口自転車等駐車場（東棟屋上）	札幌市北区北7条西3丁目	午前6時から 午後12時まで	自転車	に、
--------------------	--------------	-------------------	-----	----

北4西1南側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西1丁目		自転車及び原動機付自転車	を
-------------------	---------------	--	--------------	---

北 3 西 2 北側路上 自転車等駐車場	札幌市中央区北 3条西2丁目
北 3 西 3 北側路上 自転車等駐車場	札幌市中央区北 3条西3丁目
北 4 西 1 南側路上 第 1 自転車等駐車 場	札幌市中央区北 4条西1丁目

自転車及び
原動機付自
転車

に、
」

北 4 西 3 北側路上 第 1 自転車等駐車 場	札幌市中央区北 4条西3丁目
北 4 西 3 北側路上 第 2 自転車等駐車 場	札幌市中央区北 4条西3丁目
札幌駅西側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4条西4丁目

を
」

札幌駅西側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4条西4丁目
-----------------------	-------------------

に
」

改め、同項に次のように加える。

札幌駅南口暫定自転 車等駐車場	札幌市中央区北 5条西4丁目	午前0時から 午後12時ま で（一時利用 に係る部分に あつては、午 前6時から午 後12時まで）	自転車、原 動機付自転 車及び小型 自動二輪車
--------------------	-------------------	---	----------------------------------

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 北3西2北側路上自転車等駐車場、北3西3北側路上自転車等駐車場及び札幌駅南口暫定自転車等駐車場の定期利用に係る承認の手續、利用料金の支払手續その他これらの有料駐車場を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。